

勝山日記と妙法寺記

丸子亘

「妙法寺記」という山梨県河口湖畔の妙法寺に伝えられたという文献がある。国書解題や国史文献解題などにも解説されている有名なもので、続群書類従・続史籍集覽・信濃史料叢書などにも収載されているので、容易に繙読できる。続群書類従完成会本続群書類従の「会報」には、^(註1)

妙法寺記二巻 細はしくは甲斐国妙法寺記録と云ふ、妙法寺は都留郡木立村にあり、日蓮宗の寺院なり、筆を文正元年に起して、永禄四年に終る、其九十六年間の治乱、豊凶、寒暑等を詳記し、殊に当時金銭に乏しく、悪錢のみ多きを以て、之を撰ぶ事となり、諸人其弊に苦しみたる事実等出色の記事なり。

とある。この刊本続群書類従本の妙法寺記の内容は、先づ卷首に、^(註2)

続群書類従卷第八百七十八「雜部二十八」妙法寺記「暦応元」

とあり、本文は暦応元（一三三八）年から寛正六（一四六五）年まで一二九年間の記載があつて、改めて、

妙法寺記上「文正元季丙戌閏十月廿五日」

とあつて、文正元（一四六六）年から享禄五（一五三二）年までの「上」と、天文二（一五三三）年から永禄四（一五六二）年までの「下」と分れて、九六年間の記事がある。そして次の奥書がついている。

妙法寺古記録二卷。所伝於甲斐国都留郡木立村妙法寺也。村在富士北麓吉田邑西坂東路十許里。俗呼西方八村之一也。日蓮宗之古道場而今尚存云。此記起於文正元年。終於永祿四年。九六年間甲駿信越及坂東諸国之事蹟可徵者最多。亦字体升作𠂇。彼作皮。（中略）捌訓左八久等。古訓而共益於考古之学者不為不多。豈可不喜乎。文化十五年四月九日。東都松屋主人源与清識。

記録中如江与へ雲与雪（中略）雖魯魚可疑亦有不可疑悉從原本而不改。活劇刷印公諸世。管見旁加朱闕以正後之君子焉。

文政九年孟秋上幹江戸蓮堂小林峽源正与校書干注子之寓居。

この奥書によれば、妙法寺所蔵の妙法寺古記録は、文正元年から永祿四年まで九六年間の記録であり、文化十五（一八二六）年に東都松屋主人源与清が識した写本を、文政九（一八二六）年に小林正与が校写したものということになる。

しかし本文は前述のとおり暦応元年から始つており、奥書も会報の解説も相応していない。

それでは奥書にある東都松屋主人源与清を調べよう。小山田与清（ともきよ）のことである。彼は天明三（一七八三）年、武州多摩郡小山田村に生れ、江戸の商家高田茂右衛門の養子となつたが、家事を子に譲つて本姓に帰り、松廻屋・外記などと号し、国学に志し村田春海に学び、精励して通せざるはないとまでいわれた。のち水戸烈公の招きを受け、蔵書を贈り、大日本史編纂にも協力して、弘化四（一八四七）年三月六五才で没した。

高田与清の写本をもとにした「妙法寺記」の木版本がある。本文は文正元年から永祿四年まで九六年間で、刊本續（計3）

群類本と上下の分け方も奥書も同じである。出版書店名がないが、江戸末のものである。これが江戸時代から明治年代までの妙法寺記の流布本というべきものであろう。

与清がどのようにして妙法寺記を知り、出版したかが問題になる。与清の弟子鈴木基之に「松陰隨筆」^(註4)という木版本がある。その中に道興の廻国雑記のことを記すなかに、

また甲斐国都留郡ノ妙法寺ノ記録に、文明十九^丁^未聖護院甲^ス武^ス乃^ス下^ス玉^フ。などもあり。妙法寺記録はわが高田之大人、甲斐国吉田之神官田辺重妻がもたりしを写えられしにて、文正元年より永禄四年まで之事志るしたれば、かりに文正永禄間記と名づけられしを、後に都留郡之日蓮宗妙法寺の僧侶が記録なるよしかうがへえつとて、かく題名を改められしなり。

とあって、与清は富士吉田の神官田辺重斐本を写して「文正永禄間記」と仮題していたが、妙法寺僧侶の記録であることを知つて「妙法寺記」とした事情が分る。そして木版本妙法寺記や刊本続群類本妙法寺記はもとく妙法寺になかつたこともはつきりしとわかつて來た。

二

木版本や刊本続群類本が抛れないならば正本続群類本を見よう。続群書類從の正本は塙家と幕府に提出され、現在静嘉堂文庫塙氏旧藏本^(註5)と内閣文庫本^(註6)となつてゐる。これらの妙法寺記は、ともに、

続群書類從卷第八百七十八「總檢校保己一集」「男源忠寶校」「雜部廿八」「甲斐國妙法寺記録」「曆應元」

から始つて、永禄六年までの記事があり、寛正六年と文正元年は続いていて、特記していない。奥書もない。本文を刊本続群類本と比較するとかなりの異動があり、刊本は木版本に抛つてゐると思われる。永禄五、六年の記事を落

していることに最もよく表われている。

妙法寺記の善本を求めるに、宮内庁書陵部の『歴代残欠日記第五九卷^(註7)』にも収録されている。歴代残欠日記本の妙

法寺記には、次の扉書一紙があつて、本文は暦応元年から永禄六年までである。

或曰此書ヲ妙法寺記ト号スルモノハ非ナリ。原本ハ郡内勝山村ノ一農家蔵シタレハ勝山記ト称スヘシト云ヘリ。今按スルニ写本
卷首ニ記シテ云

甲斐都留郡勝山村古記、源朝臣定能曰、此記偶得古寺中、捨上冊而写下冊、以備峠中一典故、書本無号、不便称呼、因名曰勝
山故記、而非名之、乃勝山之古記也

トアルヲミレハ、原無名ノ書ナリケルヲ、定能朝臣ノ名ツケラレシモノナリ、此定能朝臣ハ松平伊予守殿トテ本国府城ノ都督官
ニテ、イニシ文化十一年ニ甲斐国志百廿巻ヲ撰述セラレタリシ人ナリ、(中略)イツレニテモ、本ト無名ノ書ナレハ、勝山記トモ、
妙法寺ノ記トモ名ツケタラムママニテアルヘシ、此活字本、誤字多カレハ、今一写本ヲ獲テ、校合スルツイテニ首尾ノ欠文ヲモ
増補シツレト、首ノカタノ増補ノカカリハ、鎌倉辺ニテカケリヤウニ思ハル、猶ヨク考へ訂スヘキモノソ、

嘉永四年三月一日

黒河(花押)

原本は勝山村の農家蔵とも、古寺中ともいい、表題ももとは無かつたので、妙法寺記よりも勝山記・勝山故記・勝
山日記などと仮にいわれたこと、甲斐国志の編者松平定能がこの本の紹介にあずかつていることなどが分る。

歴代残欠日記本妙法寺記にある源朝臣松平定能の甲斐国志についてみてみよう。

甲斐国志^(註8)は、甲陽図書本の「編輯の次第」によれば、松平定能が甲府城勤番支配になつてから、その役宅を編輯所
にあて、文化三年二月には『今度甲斐国志編集被致候ニ付其村ニ取しらべ可申品々左之通』と各村々名主長百姓宛
に觸を出している。「材料調査は編集員を分遣し、隈なく州内を巡回せしめ、旧社古寺の収藏する古文書・古券・或
は土庶の系譜・臆乗寺の類に就きて之を調査し、或は筆写し、或は元本の儘借入をなさしめ材料の蒐集を為」してい
る。文化四年、定能が西丸御小姓組番頭に転ずると「幹部を江戸の自宅に移し、内藤清右衛門をして三郡を監掌せし

め、都留郡は別に森嶋弥十郎」に当らせた。草稿は定能自ら儒生を率い修校して定稿とし、文化十一年十一月完成し、十二月十六日幕府に献進した。

森嶋弥十郎は「名は其進、字は子与、南都留郡谷村の人なり、家世々布帛を鬻き頗る穰なり、年少林正良に学び後昌平塾に遊ぶ性活潑當利を忘れ専ら育英を事とす、天明中歳大に飢ゆ其進のち殻三百九十俵を出して郷里を賑うと云う、文政四年十月十三日死す享年六十文化中松平定能の依嘱を受け甲斐国志編輯に与かり都留郡を分掌せり。」ということである。

甲斐国志上巻の引書目録には、

一 勝山記二巻 都留郡勝山村浅間明神神主小佐野越後守藏

とあって、妙法寺蔵の妙法寺記については何も書いていない。

ここまで妙法寺記の原本を追つて来ると、

一、原本は勝山村の一農家にあつたこと。

二、松平定能の配下のみたものは、古寺中にあり、上冊を捨てゝ下冊を写したこと。

三、勝山記・勝山故記・勝山古記などともいわれ、写本も数種あつたこと。

四、妙法寺には文化年間までには妙法寺記の類がなかつたこと。

などが分つて來た。

幕府の内命を受けたといふ松平定能の文化十一年の甲斐国志には「勝山記」と引用されているものが、文政年間の町学者によつて行われた続群書類従編纂や高田与清の仕事には、當時名利として栄えていた妙法寺の妙法寺記と扱われてしまい、原本は見られなくなつてしまつたようである。

三

はじめ妙法寺にはなくて、文政年間には妙法寺記といわれた、勝山村の勝山日記についての次の研究の機会は、臨時編年史編纂委員・文科大学教授星野恒によつて、明治廿二年におとされた。^(註9)

星野は「明治二十二年七月二十五日編年史料蒐集トシ静岡山梨長野三県へ出張ノ命ヲ蒙リ帝国大学書記田中義成随行ヲ命セラ」れ、長野県の三十日間に統いて「直ニ山梨県ニ赴キ県下採訪十六日」であつた。山梨県側では県庁文書課員山田弘道が掛となり、「県下書類ノ調査」をなし「文書古物詳細調査シテ其目録尽ク県庁ニ具集セリ且案内ニハ弘道直ニ同行シ此人本県ノ産ニテ史誌編輯ニ從事シ文書地理ニ委シキヲ以テ好都合ヲ得タリ」といつた状況であつた。この調査行でも妙法寺については勿論、妙法寺記については報告がなく、本論に關しては、明治二十二年十二月二十三日の官報に「編年史料蒐集復命書」として、小佐野家蔵の武田晴信以下二十二通の古文書目録のうちに、

北室神主日記 一冊

右同郡（南都留郡）勝山村小佐野勝平所蔵

とある。これが、ここにいう勝山日記、俗にいう妙法寺記の原本に近いものであるが、この調査の顛末についてもう少し詳しく述べよう、

史学会雑誌に田中義成の『解題 妙法寺記』がある。^(註10)

此書は、甲斐国南都留郡木立村妙法寺の住僧の代代書き継ぎたる年代記にして、いと確実なる記録なり、（中略）○此書残欠のもの多く、未だ完本を得ず、余が見し所にては、同國小佐野氏所蔵の本最も備れりとす、小佐野氏の事は下に云ふべし（中略）○此書文政九年の活字本あり、高田与清の校合本を以て、小林正与と云ふものの刊行せし所なり、文正元年以前欠け、永禄四年に止まる、また塙氏所蔵の本は、暦応元年以前欠け、永禄六年に終り、勝山記と題せり、甲斐国志にも勝山記とて引用せり、勝山村の小佐

野氏に伝へたればなるべし、

明治廿二年八月、星野教授甲州巡回のとき、余も随行して妙法寺に至る。寺は富士山の北麓なる川口湖畔にあり、折節主僧は不在なりしかば、壇徒総代に面して、寺記の事を尋ねしに、無きよし答へけれど、庫裏の反故中にもやあらんかと、総代に案内させて、庫の中に入り、敗篋残匣の中まで搜り求めしも見当らず、立ち去らんとせし折、主僧帰り来りて、先年出火の際に焼失せたらんと、云へり、それより勝山村妙法寺よりなる半里ばかりなる小佐野氏の宅に至る、同氏所蔵の本は、慶長前後の古写にて、年代も諸本より多きこと首に述べたるが如し、但し同氏は北室浅間社の神主なるを以て、北室稟神主日記と改題して、己が家の日記の如くせしは、甚だ宜しからず、

とある。即ち星野・田中は明治廿二年の史料蒐集では妙法寺の妙法寺記を実見していない。そして勝山村小佐野氏所蔵の慶長前後の古写を見ている。その表題が『北室稟主日記』となっていることを貶しているが、内容については小佐野本が所載年代も最も長く備つてることを認め、塙氏蔵のものや松平定能の甲斐国志にも勝山記の名で引用しているのは勝山村の小佐野氏に伝わるからであろうとしている。この田中解説の「(改題して)己が家の日記の如くせしは、甚だ宜しからず」という評価ばかりが伝えられ、小佐野本勝山日記(現在の表題)は世間にすることが少かつた。ただ明治廿四年に臨時編年史編纂委員会に提出されて臨写本となり、大正八年山梨県の機山公記念展覧会に出品され、この前後に県誌編纂会の赤岡重樹が筆写し、昭和十年に甲斐叢書刊行会の甲斐叢書に妙法寺年録の名で収録されたばかりである。^(註11)

四

さて小佐野本勝山日記は、巻首が欠けており、「師安」という私年号から始っている。師安は欽明天皇廿五年改元(AD五六四)で継続年数一年であるから、仏教渡来前後からの記載があるというわけである。暦応は二四丁裏で、文正は

二九丁表から始り、本文の最後は七二丁表で永禄二年の記事で切れている。松平定能の写本に「此記偶得古寺中、捨上冊而写下冊」という、捨てられた部分が小佐野本には現存するものと考えられる。

小佐野本勝山日記の本文がこのように他本と相異するので詳細に比較検討することとする。

本文の始めは師安であるが、続いて知僧・金光・賢称・鏡常・勝昭・鷦鷯奴・告貴・願転・光充・定居・和宣繩・仁王・聖徳・僧要・命長・常色・白智・白鳳・朱雀・大化・大長と私年号をもちいて簡単な年代記風の記事がある。鏡常は鏡当、鷦鷯奴は端政、光充は光元、和宣は倭京とあるのが二中歴・皇代記など他の私年号について文献の通例(註13)らしい。勝山日記の師安元年から大長九年までの年数は一四〇年間で、欽明天皇一五(AD五六四)年から持統天皇六(六九二)年までに相応する。大宝年間以後の年号が行われるようになってからは、

年号の脱落—天平感宝、神護景雲、天延、永祚。

年号文字相違〔（）内が勝山日記〕—慶雲〔靈雲〕、天平宝字〔天平字〕、大同〔大銅〕、天慶〔元応〕、延喜〔延寿〕、正暦〔延暦〕、建仁〔建久〕、寛喜〔寛嘉〕、延文〔正文〕。

年号增加—弥勒（永正四・五年間）。

経続年数相違〔（）内が勝山日記増減年数〕—寛徳〔増一〕、元永〔減一〕、保安〔減三〕、寿永〔減一〕、建暦〔減一〕、建保〔減一〕、仁治〔減二〕、永仁〔減一〕、延慶〔増一〕、嘉慶〔減一〕、嘉吉〔増一〕、康正〔増一〕、長祿〔増一〕、文明〔増一〕、長享〔増一〕、弘治〔減一〕。

などがあり、延徳～明応年間で延徳・明応・延徳・明応と混乱があり、前述のように永正年年間に弥勒が挿入されている。

年号と継続年数については約五分の一の相違があり、建武中興以後は北朝の年号を使用しており、文明以降永正ま

では全年号の継続年数が相違するなど、年代記としても多くの問題を含んでいる。

私年号・年号・継続年数について外部批判をなしたが、内容についてはもっと多くの問題がある。

記事の脱落について、最も普及している刊本続類本妙法寺記と比較してみる。「」内が勝山日記、一が刊本続類本、

() 内は筆者註である。

延徳元庚

(三〇ウ)

京ニテハ正京二年トテ延徳ヲカエ玉フナリ
改也。

(略)

又京ニ王崩御トテ福德二庚年

(三一オ)

ト年号ヲ貲ル也。此季一年中ニ三度年号

貲ル也」(略)

延徳元(一四八九)年己酉は長亨三年八月廿一日の改元である。延徳一年庚戌は、辻善之助、大日本年表によれば「福德一永伝一」とある。勝山日記によれば、京都では延徳→正享二年、→福德二年と年号を替えたことになる。二度改めれば三つの年号があつたことになるが、「此年一年中ニ三度年号貲ル也」の意義不詳である。勝山日記は次年に「明応元亥辛」此年モ季号イロノク也」とあるから、当時は年号の使用に相当の混乱があつたのであろう。いづれにしても正本続群類本類本にもある「此年一年中ニ三度年号貲ル也」は刊本続群類および本木版本の脱落である。

享禄三年カノヘ寅

(四五ウ)

(略)此年春ハ何モ売買ヤソシ
安。

米ハ三升粟六升大豆六升小豆

升。

升。

升。

四升稗ハ一斗トモ申大豆六升小豆

升。

升。

二升二合記売申〔皆人錢ニツマル事〕

升。

升。

無限去間錢ハケカチト申〔レ〕此年三月

立ノ馬場ノ大日堂災上被〔レ〕食テ〔モ〕同大日

駆ケ

焼ル。

燒ケメサレ〔略〕

玉フ。

大豆の次の小豆から大麦の次の小麦まで、大小大小と続く十五字は丁度一行分となつており、典型的な写本の際の脱落である。小麦二升二合は正本続群類本は二升二合とし、刊本続類從本は二升二盃としている。これは郡内耕で一ハイは約六合のことであるから正本続群類本は誤である。他の箇所は正本続群類本と勝山日記は同じである。

天文二年終已

(四八〇)

(略) 此年ノ武月

サルハシ燒申〔同ク四ヶ市ハモ焼申〔ル〕〕

猿橋

此年三月十六日夜上吉田皆燒申〔ル〕

(略) 此年五月六月七月八月マテ

迄

大雨フリハカウサク惡シ〔吉物ハソハマテ也〕

降テ耕作凶。

其ノ余ハイツレモ悪シ」サレ凡売買ハ

去共

ヤソシ錢ケカチニテ御座ハ（略）
安シ。

猿橋は山梨県大月市猿橋にあり、桂川に架けられた有名な奇橋である。「四ヶ市ハ」は正本続群類本によつて「四ヶ市場」と読まれ、現在都留市内に大字四日市場がある。次の悪シから悪シまで一行は写本の際の脱落である。

天文七年ツチノエ成

（五一ウ）

（略）其後武田殿氏繩和談ヒ而

（五二オ）

吉田ヘ御帰〔リシヨリ下吉田平次郎御供也〕

これは下吉田平次郎関係者の竄入と考えるよりも、「御帰」という生硬な文末があるので、それ以下が写本の際の脱落とみるべきであろう。

天文九年庚子

（五三ウ）

（略）此年霜月八日サルハシカ、リ申（五三ウ）
猿 橋 掛

〔下ノ奉行実次同白洲平次郎小山田代として〕

此ノ年七月御本寺参詣申ヒ而坊号

（五四オ）

ヲ給ヒ人数ハ十人許ニテ殊大石ヨリ
賜千而候。

寺ヲ買ヒ而当寺ヲ立テ申ヒ（略）

これも紙端の竊入と考えるべきではなく、坊号を給うほど重要な御本寺参詣に人名がないと記事にならないから、同一筆者が異時に記入したものとすべきであろう。小山田は都留郡の豪族、甲斐国志に度々出でている。ここにある御本寺と当寺が勝山日記のこの部分の筆者を推定させる重要な手掛となるが、後述としよう。

天文廿三年 甲寅

(六五ウ)

(略)

此年ノ極月ニ甲州武田ノ晴信様ノ

(六七オ)

御息女様ヲ相州ノ氏安ノ御息

康

新九良殿ノ御前ニ被^レ成^レ去程ニ

郎

(略) ヒキメノ役ハ小山田弥三郎

殿被成^レ御供ノキハ甲州ヨリ (略)

米岐女

駕馬

去ル程ニ甲州ノ人数ハ皆ナ悉ク小田

原ニテ越年食サレ^レ小山田弥三郎

(六八ウ)

殿(両国一番ノシツケノ人ニ被取ラ^レ而

小山田殿)ノ御内ニハ小林尾張守殿

氏安ノ御座へ御参^レ (略)

康

ここでも小山田殿が、武田晴信の御息女と相州北条氏康の新九郎の政略結婚の華かな行事に参劃している。この前後に

小山田が度々あるので原本筆者は混乱しなかつたが、写本の筆者は小山田弥二郎殿から次の小山田殿まで一行以上にわたって抜かしてしまったのである。

このように勝山日記と刊本続群類本妙法寺記を比較してみると、後者に脱落誤記が多く、脱字誤字については枚挙に違がない。

刊本続群類本にあつて勝山日記にない記事が一箇所ある。応永年間であるが、

廿二

廿三 六月九日上方犬山御参詣。十月六日持氏將軍御下向。

廿四 正月十三日持氏將軍駿府ヨリ還御。

廿五 九月十日大風。諸国大木等折ル、也。

廿三年 上杉入道禪秀叛。

廿四年 去年ヨリ上杉播磨守憲宗引兵攻甲州武田安芸守。信満出都留郡相戦。二月六日信満入木賊山殺ス。
生山系図。七月廿六日市川合戦ニ上条三郎民部少輔武清打死トアリ。武清ハ岩崎家八代ノ亂ナリ。

廿六

とあつて、年代順が乱れ、書き方が異なるので、一字下りの廿三年廿四年のない勝山日記が、より原本に近いと考えられる。正本続群類本には廿三年、廿四年の記事が入っている。写本の系統を考えるうえに重要な箇所である。

五

このように小佐野本勝山日記は、他に伝えられる甲斐国妙法寺記録（正本続群類）・妙法寺記（刊本続群類）などと、所収年数が相違し、本文がより正確で、原本に近いと思われるが、本文の記載内容についてはどのような史料と

しての価値があるのであらうか。このことについては既に田中義成が解題で、^(註14)「永仁の前後よりは、親しく見聞せし事を記せるが如し、其が中にはまゝ旧史の欠を補うに足るものあり、試に其の一二を挙げれば」といつて、

承徳元（一三七九）年 六月十五日氏満將軍為義政退治御発向且座武州國府

応永四（一三九七）年 正月廿五日小山若犬丸於奥州飽津テ打ル、ナリ

応永十六（一四〇九）年 七月十二日新田武藏守召シ取ラル也同廿二日伊那瀬河被切

文明十（一四七八）年 霜月十四日王京ヨリ東海道へ流サレ御座ス甲州へ趣キ小石沢觀音寺ニ御座ス

文明十八（一四八六）年 太田道灌入道相州カスヤノ金造寺ニテ大夫殿ヨリ被打ハ

明応八（一四九九）年 霜月王流サレテ三嶋付玉也早雲入道廳テ相州へ送給也

について、他書との相違や史料的価値について具体的に論述している。ついで「其の他永享の持氏乱、文明の今川崩れ、明応文亀永正の間にありては、今川北条上杉長尾の争より、甲斐諸族攻奪の概況をも知るべく、享禄天文以降に至りては、武田信玄の信州打入を初として、小笠原村上の滅亡、川中島合戦の事等は、本書に頼りて、甲陽軍鑑北越軍記等の謬妄を正すことを得べし」と絶対的信頼を寄せている。そして

天文十（一五四二）年、此年ノ六月十四日ニ武田大夫殿ヲヤノ信虎ヲ駿河ノ国ヘヲシ越シ御申餘ニ惡行ヲ被レ成候間カヤウニ被食い去ル程ニ地家侍イ出家男女共ニ喜満足至候事無レ限

を引いて「信玄の父信虎を駿河に送りやりしは、軍鑑等には惨酷に逐ひ出せし如く書き成せども、」 実は本書のようすに「信虎暴惡の所行ありて、国人怨苦せしかば、信玄已むことを得ずして、国人の心にまかせ、駿河へ送りやりしことと知れたり」といつてある。また川中島の合戦は、「本書に拠れば、弘治元年（天文二十四年）永禄四年の兩度に過ぎないことなどを述べ、「此書の確実にして新得あること、大概此の如し」と結論している。

田中の解題によつて賞揚されている勝山日記の史料的価値は、史料綜覽・大日本史料にも數十項が採録されていることからもよく分る。そのうち年代順に二・三を挙げてみよう。

大日本史料、応永四年正月条(註15)に

十五日己小山若犬丸、陸奥会津ニ自殺ス、

(応永)

〔鎌倉九代後記〕氏満 同四年正月十五日、小山若犬丸奥州会津ニテ自害ス、同廿四日、男子一人、五才、葦名某(直盛)コレヲ生捕テ、

鎌倉ヘ召貞ス、則六浦ノ澳(ムツラ)ヘ沈ラル、

(上部欄外) 葦名直盛若犬丸ノ二子ヲ鎌倉ニ送ル

〔神明鏡〕下(後小松)(応永)同四年正月十五日、小山若犬丸奥州会津ニテ○、子息二人召上ラレ、六面ノ興ニ被沈、

〔鎌倉大日記〕氏満正月廿四日、小山若犬丸子、五才、葦名左京大夫令生捕、鎌倉進上、則被入海、

(沖)

〔鎌倉大草紙〕○上(応永)略同四年正月廿四日、小山若犬丸子とも二人、若年にてありしを、会津の三浦左京大夫、是をめしとり、鎌倉へ

進上しけるを、実檢の後、六浦の海に沈めらる。○(南方紀伝、桜雲記異事ナシ)

〔妙法寺記〕(応永四)同正月廿五日、小山若犬丸於奥州飽波テ打ル、ナリ、

(上部欄外) 二十五日討タルトノ説

〔小山系図〕(略)〔参考〕〔底倉之記〕(略)〔下野国誌〕(略)

とあるのは、勝山日記の応永四年条に、

四 十一月十八日子魁三嶋炎上同正月廿五日

小山若犬丸奥州飽波テ打ル、ナリ

の記事に相應する。これは田中解題も「若犬丸父の遺志を継ぎて、南朝の殘党を誘ひ、奥州に蜂起せしかば、鎌倉より追討せられて、飽津に敗死せしなり、飽津は即ち会津なり、鎌倉大草紙等に、若犬丸の終を載せず、大日本史に

も不レ知所レ終とあれど、会津にて討れしこと、本書にて明なり、「と解説している。鎌倉九代後記、鎌倉大草紙などよりも古い史料に最も重要な史実が伝えられたことになる。なお大日本史料には別に、^(註16)

伊豆三島
社火ク 「妙法寺記」 ○甲斐旧 十一月十八日、子尅、三島炎上

がある。次に大日本史料文明三年十月条に、^(註17)

一日、巳、星、月ヲ犯ス

妙法寺記 〔題富士山北室神主日記〕○甲斐文明三辛卯十一月一日星ト月ト出テ相玉フ、同年西ニ当テ星モエ玉フ、其ノ後甲州軍サ起ル、

とあるのは、勝山日記の文明三年条に、

三辛卯十月一日星ト月ト出テ相玉フ同年西ニ当テ (二九〇)

星モエ玉フソノ後甲州軍サ起ル正寺御影

堂立

とある記事に相応する。これは大日本史料に唯一の史料として採録されているのであるから貴重な史料のようにも見える。しかし『日本天文史料』^(註18)によれば、その目次には一応、「星月ヲ犯ス 妙法寺記」とあるが、本文には何も書ていない。同書をはじめ天文関係の諸書を調査したが、^(註19)文明三(一四七二)年の日蝕や月の異変についても探り出せなかつた。これは勝山日記としては、次の「其ノ後甲州軍サ起ル」をいい出すための前提であるのかも知れない。勝山日記には、前丁の宝徳年間にも

三 辛未 七月九日夜月ノ中ニ星入テ後出テ (二八ウ)

同九月九日夜月ニ星ノ添ウ日蓮大聖人ノ

御遷化百六十八年也

とある。この他天文・気象・災異記事は多いが、中世史料の特徴とみるべきものが多いと思われる。なお大日本史料には別に、^(註20)

妙法寺記 〔旧題富士山北室神主日記〕妻○甲 文明三、卯辛
(甲斐都留郡)
立正寺御影堂

がある。前条も、本条もいづれも連続している記事が別々に掲載されている。

次に大日本史料文明四年五月条に、^(註21)

二十日、辰、信濃大井氏、武田氏ト甲斐花取山ニ戰フ、

〔妙法寺記〕妻○甲 文明四、辰

甲州花取リ山ニ信州ノ大戦合セン、五月廿日、

〔参考〕

四鄰譚數四

大井城主 大井美作守光煥、美作守或は大膳大夫信貞、字此人為始按大井氏諱一記曰、信貞甲源の氏族にして、左衛門尉信正の子なり、文明三年、城主甲州より入部と云々^{○中略} 美作守ニ五男あり、嫡大井彈正忠長戸呂を継ぐ、文明三年岩尾に城を築く、二男大井宮内祐貞家根井に住む、三男民部正信直、四男大井伊賀守、兩小諸采地なり、継き四男は大室の跡目とそといふ、本後文明十六年、采地小室住云、長享元、小諸鍋原障也。 微艶創

応仁元年村上政国、佐久大井原にて大井党と合戦、大井打負甲州走
五男大井大和守信康武石に住す。

とある。勝山日記にしか伝えられていない史料を参考とともに掲げて親切である。

大日本史料は史料を採録するとき、妙法寺記にしかない史料、妙法寺記と近世の文献にある史料、妙法寺記と参考

に甲斐国志や甲斐叢記などを掲げる場合、後法樂院家記・実隆公記・大乘院寺社雜事記・塔寺八幡宮長帳などとともに妙法寺記の史料を載せる場合などある。いいかえれば、勝山日記にしか伝えられていない貴重な史料、勝山日記にだけ伝えられて特殊な史料のため参考とともに掲げるものの、中央の記録にもあり勝山日記にも載る重要な史料などが、すべて大日本史料には採録されているわけである。中央の公家や寺社の記録と同じように勝山日記の記事が収録されていることは、その史料的価値の高さを証しているといえるであろう。ただし、前述のように史料綜覽および大日本史料は、妙法寺記として引用し、その解釈に多少の混乱があるようなので注意を要する。史料綜覽および大日本史料には、文献名を妙法寺記、妙法寺記^{○甲}、妙法寺記〔旧題富士北
室神主日記〕^{○甲}、勝山記^{○甲}、小田原編
年録所載などとしており、星野、田中の小佐野本勝山日記の調査結果が充分いかされていないのはおしむべきである。

また、甲斐国を研究調査するとき必ず見なければならない甲斐国志と勝山日記との関係をみてみる。前述のように引書目録に小佐野家蔵の勝山記があるが、甲斐国志の勝山日記引用箇所を一覧してみよう。

山川部第十六上 富士山(立馬場・カマ岩)・小倉山

古蹟部第四 岩崎館跡・花鳥山・古蹟部第五 勝山城墟・古蹟部第五 屋形跡・古蹟部第八 飯田河原古戰場・古蹟部第十 大坪古戰場・小荒間古戰場・古蹟部第十二 中野城跡・古蹟部第十四 萩夫ノ里・古蹟部第十六上 小山田氏旧址・小山田氏館跡・倉見新九郎宅迹・見明ヨリ・山中左衛門館跡・加古坂・城山・小林和泉守館跡・小林尾張守館跡・足和田山・鷦鷯ノ島・河口左衛門館跡・古蹟部第十六下 小山田出羽守妾婦守蹟・猿橋・箭壺坂神社部第十七上 富士浅間明神・大日如来社・小室浅間明神・筒口明神・八王子權現・富士浅間明神・鷦鷯ヶ島辨才天祠

仏寺部第一 広教山信立寺・仏寺部第十七下 正覺庵

人物部第三 武田左京大夫信虎・正四位下行大膳大夫晴信・武田四郎勝頼・人物部第四 武田彦八郎信恵・勝沼五郎・武田左衛門・女子姉妹 未詳・人物部第五 板垣駿河守信方・甘利備前守虎泰・横田備中守・春日弾正忠・人物部第六 初鹿野氏・荻原常陸介・栗原伊豆守・於曾氏・小山田信有・小山田出羽守信有・小山田兵衛荻信茂・小山田弾正有誠・小林尾張守道光・小林刑部左衛門・小林和泉守・小林宮内助・源実次・大石与五郎・渡辺式部・山中太郎左衛門・人物部第七 穴山伊豆守信懸・諏方越中守頼豊・御宿監物友綱・朝比奈駿河守

甲斐国志にはこのほか、小佐野越後家文書・小佐野越後家蔵・小佐野越後神主蔵文書・勝山神主蔵ムル武田ノ文書・小佐野越後所蔵云々・勝山文書など数十項がある。これらのうちには、

〔小山田出羽守信有〕 天文十年ノ後家督、勝山記十四年ノ記ヨリ小山田羽州ハ数々見エタリ同廿一年子正月廿三日死去廿五日申ノ刻送葬御供ノ人一万許リ郡内一番ノ訪ヒナサレ候 (略)

〔小林刑部左エ門〕 按勝山記天文五申年松山ニ屋敷ヲ建ツ本居吉田遷
之今有二旧址 同八年ニ家造成レリ (略)

一女子姉妹 不詳 北条左京太夫氏政ノ夫人也勝山記ニ天文廿三甲寅極月嫁ス翌卯年霜月八日誕ニ氏直一トアリ (略)

などと勝山記を主要文献とし、または勝山記のみによつて書いている記事も少くない。これによつて、甲斐国志がいかに勝山日記の史料性を評価していたかが判明する。

六

勝山日記の価値を大日本史料に採録された史料、甲斐国志に引用された史料を主として述べたが、このような重要な史料的価値を有する勝山日記についての研究は殆んど行われていない。前記の甲斐国志・歴代残欠日記・続群書類従・臨時編年史編纂会のほかは二と三のみである。^(註22) 論述の一は、昭和十三年身延山専門学校の塩田義遜氏の発表した

『妙法寺記並にその原本に就いて』である。^(註23)

塩田は異本の記載内容などを比較検討して、妙法寺記に仏教記事の多いことに注意し、日蓮宗僧侶の立場から、①日蓮宗の一貫した記事、②日法の草創する木立の妙法寺伝来の古記録、③日法の遷化した暦応元年からの異本のこと、④日朝の遷化した文正元年からの異本のこと、⑤菩薩などの仏教者慣用の略字のあることなどから、妙法寺記の原本は日蓮聖人の王代記などの伝写本の連続による記録と断定している。

勝山日記には菩薩は一度しか使用されておらず、日蓮宗寺院の記事は多いが、塩田は御本寺・当寺・某寺が盛んに使用される部分のあることの検討をされておらず、寺院関係と同様に北室浅間神社関係の一貫した細部にわたった記事のあることなどが注意されておらない。塩田氏の断定は、妙法寺記に正面から取組んだ唯一の論文として、学説史に大きな足跡を残すこととなつた。

論述の二は、群書類從完成会から発行されている『群書解題』である。群書解題雑部(二)に文部省教科書調査官貫達人氏が解説している。「妙法寺に伝えられていたところから妙法寺記・甲斐国妙法寺記(歴代残欠日記)・甲斐国妙法寺年録(続史籍集覽)といい、あるいはまた、勝山記などという。」として宮内庁書陵部架蔵の歴代残欠日記本の扉を全文引用し、内閣文庫本の写筆木版本^(註25)と刊本続群類本とを比較して脱文のことなどを説明している。正本続群類本や史料編纂所本妙法寺記旧題北室神京主日記などと比較していないのはどうしたことであろうか。

論述の三として最近『妙法寺記の研究』^(註26)という単行本が出版された。富士吉田高校教諭菅沼英雄氏が、山梨県科学研究費を受けて研究したものを、妙法寺六角宝塔落慶記念をもかねて出版されたもので、妙法寺の妙法寺記を解説しようとした限界がある。菅沼氏は地の利をえて地元に伝わる二~三の筆写本も校合に使用されている。

このような勝山日記―勝山記ないしは妙法寺記・妙法寺年録でもよいが―の研究史のなかから、北室浅間神社神主

小佐野勝江氏が勝山日記の本格的な研究に昭和三十六年から取り組まれた。筆者も昭和三十七年から小佐野家の依頼を受けて調査研究に協力して前述の程度のことが分つて來た。勝山日記を幾度も読み返したが、どうしても意義の通じないところが数ヶ所ある。それらについてはどうしても古い写本・別系統の写本でもでて来ないとうまく解決できないのではないかと思っている。

甲斐国志に引用され北室浅間神社小佐野家に伝わるものと、高田与清が富士吉田神官田辺重斐本を写したもの、さらには塙保己一の続群書類従本とそれぞれ別系統のように思われる。とくに高田与清は「文正永禄間記」と始め仮題したようであるが、この題名が、あるいは近藤瓶城の続史籍集覽の表題紙にある「甲斐国妙法寺 徒文正元年至永禄四季記録」^(註27)に関係あるのではないかとも想像している。

完成された研究論文でなく、一応の段階に到達したのであえて報告を行い先輩諸賢の御指導を願う次第である。

徒文正元年至永禄四季記録・文正永禄間記・妙法寺記・妙法寺旧記・甲斐国妙法寺年録・妙法寺記録・勝山記・勝山旧記・勝山日記などについて御教示いただければ幸甚である。

七

山梨県河口湖畔の妙法寺に伝わるという妙法寺記は、木版本があり続群書類従などにも載り、有名であるが、そのもとを探ると分らなくなってしまい、勝山村北室浅間神社神主小佐野家に伝わる勝山日記がうかび上つて来る。続群書類従の正本も脱落がある。勝山日記は甲斐国志にも引かれ師安（AD五六四）から始る年代記としても、中世末期十六世紀を中心とした甲斐国の政治経済社会風俗などの記録としても貴重である。ここには從来知られている写本版本をあげ書誌的研究と研究発達史を述べた。未知の写本の出現を期待する。（昭和卅八・五・五）

- 註 1 続群書類從完成会「会報第二十号」大正一四年一二月。
- 註 2 続群書類從第三十輯上、雜部、二八二～三一五頁。
- 註 3 妙法寺記活版乾坤と外題がある。静嘉堂文庫、内閣文庫などにある。
- 註 4 松陰隨筆、鈴木基之、文政三年刊、静嘉堂文庫藏。
- 註 5 続群書類從雜部自卷第八百七十五至卷第八百七十八、静嘉堂文庫二一四一三〇三一三。
- 註 6 続群書類從八百七十八、内閣文庫二一六一九。
- 註 7 歷代残欠日記五十九、妙法寺記活版上下、宮内庁書陵部二五九一一八二。
- 註 8 甲陽図書、甲斐国志、甲陽図書刊行会、明治四四年十一月。二冊。
- 註 9 官報第一九二五号、明治二十二年十一月二十七日、編年史料蒐集復命書。以後明治二十三年二月五日までの間に廿九回にわたって文書目録とともに報告してある。
- 註 10 史学会雑誌第三篇第三十一号、五九～六四頁。
- 註 11 妙法寺記旧題富士山北室神主日記、奥書に「甲斐国南都留郡勝山村小佐野勝平藏本明治廿二年九月文科大学教授星野恒採訪廿四年五月贊写了」。史料編纂所。○甲斐叢書第五卷妙法寺年録、奥に「右甲斐国南都留郡勝山浅間神社藏本以旧山梨県志編纂会本贊写与續史籍集覽本校合畢 昭和十年四月、赤岡重樹校」。
- 註 12 久保常晴、我国に於ける所謂古代年号に関する二三の問題、立正大学文学部論叢11、昭和三四年六月。
- 註 13 註10に同じ。
- 註 14 大日本史料第七編之二、後小松天皇、七五五～七頁。
- 註 15 大日本史料第七編之三、後小松天皇、応永年、年末雜載 災異、二五頁。
- 註 16 大日本史料第八編之四、後土御門天皇、八三九頁。
- 註 17 日本天文史料、神田茂、昭和十年、同氏・丸善・恒星社。
- 註 18 国立科学博物館村山定男氏の協力を得た。
- 註 19 大日本史料第八編之五、後土御門天皇、文明三年年末雜載、三四五頁。
- 註 20 大日本史料第八編之五、後土御門天皇、五八八頁。
- 註 21 妙法寺記には、信濃史料叢書第五卷妙法寺記二巻、信濃史料編纂会、大正三年。甲斐史料集成七、妙法寺記上下二巻、甲

斐志料刊行会、昭和八年。などがある。

註 22 捷神（身延山専門学校校友会誌）二十四号、七四～九二頁、昭和十三年十一月。

註 23 群書解題雑部(二)、八八～八九頁、昭和三十五年月。

妙法寺記二冊、高田与清の木版本の前後に端書と、暦応からの本文と、永禄四五年本文の筆写部分が、増補してある。裏表紙には別人の貼紙がある。内閣文庫一九二一一九。

『妙法寺記の研究—富士山麓をめぐる戦国時代の記録—』菅沼英雄、蓮華山妙法寺、A5版三一二頁、昭和三七年九月。続史籍集覽第一冊、近藤瓶城、明治廿六年。中扉には「甲斐國妙法寺從文正元年至永禄四季記録」とあるが、本文および外題にはただ妙法寺記とある。昭和十年本続史籍集覽にはこの中扉がない。